

鳥取県海面漁業権漁場計画（案）

平成25年5月
鳥取県

1 公示番号 海共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
なまこ漁業		

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町及び鳥取市福部町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第1号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第2号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域

基点第1号 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第1号から331度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第2号から323度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 関係地区 岩美郡岩美町及び鳥取市福部町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 公示番号 海共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 鳥取市（同市福部町及び青谷町を除く。）地先

ウ 漁場の区域 次の基点第2号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第9号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線、基点第5号と(ウ)から(チ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、(ツ)から(ヌ)までを順次直線で結ぶ線及び(ヌ)と(ツ)を直線で結ぶ線によって

囲まれた区域並びに(ノ)から(ラ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第2号 鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 鳥取港西防波堤北端

基点第4号 鳥取港鳥ヶ島南端

基点第5号 鳥取港第3防波堤北端

基点第6号 鳥ヶ島灯台の中心点

基点第9号 鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第10号 北緯35度31分38.03秒、東経134度9分17.38秒の地点

(ア) 基点第2号から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第9号から0度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(ウ) 基点第6号から9度30分(真方位)410メートルの点

(エ) 基点第6号から3度10分(真方位)482メートルの点

(オ) 基点第6号から29度30分(真方位)772メートルの点

(カ) 基点第6号から38度30分(真方位)1,036メートルの点

(キ) 基点第6号から38度00分(真方位)1,038メートルの点

(ク) 基点第6号から40度00分(真方位)1,115メートルの点

(ケ) 基点第6号から44度20分(真方位)1,086メートルの点

(コ) 基点第6号から65度30分(真方位)808メートルの点

(サ) 基点第6号から70度40分(真方位)790メートルの点

(シ) 基点第6号から85度30分(真方位)828メートルの点

(ス) 基点第6号から82度20分(真方位)1,005メートルの点

(セ) 基点第6号から81度30分(真方位)1,052メートルの点

(ソ) 基点第6号から94度00分(真方位)1,173メートルの点

(タ) 基点第6号から94度10分(真方位)1,171メートルの点

(チ) 基点第6号から102度30分(真方位)1,304メートルの点

(ツ) 基点第6号から307度30分(真方位)70メートルの点

(テ) 基点第6号から341度00分(真方位)199メートルの点

(ト) 基点第6号から12度30分(真方位)398メートルの点

(ナ) 基点第6号から15度00分(真方位)390メートルの点

(ニ) 基点第6号から346度30分(真方位)186メートルの点

(ヌ) 基点第6号から319度20分(真方位)57メートルの点

(ネ) 基点第10号から78度50分(真方位)650メートルの点

(ノ) (ネ)と(ハ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点

(ハ) 基点第10号から73度20分(真方位)656メートルの点

(ヒ) 基点第10号から20度40分(真方位)245メートルの点

(フ) 基点第10号から16度30分(真方位)239メートルの点

(ヘ) 基点第10号から13度05分(真方位)225メートルの点

(ホ) 基点第10号から12度30分(真方位)208メートルの点

(マ) 基点第10号から30度30分(真方位)67メートルの点

(ミ) 基点第10号から301度00分(真方位)130メートルの点

(ム) 基点第10号から306度15分(真方位)138メートルの点

(メ) 基点第10号から300度30分(真方位)165メートルの点

(モ) 基点第10号から295度45分(真方位)160メートルの点

(ヤ) 基点第10号から278度00分(真方位)805メートルの点

(ユ) 基点第10号から275度50分(真方位)804メートルの点

(ヨ) 基点第10号から285度10分(真方位)150メートルの点

(ラ) (ヨ)と(リ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点

(リ) 基点第10号から263度50分(真方位)150メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 関係地区 鳥取市(同市福部町及び青谷町を除く。)

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 公示番号 海共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	はまぐり漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第9号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第14号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第11号と基点第12号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第9号 鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第11号 泊漁港北防波堤南西端

基点第12号 泊漁港第2西防波堤北端

基点第14号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第9号から0度00分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第14号から353度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 関係地区 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 海共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第13号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,000メートルの線、基点第14号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 湯梨浜町と北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第14号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第13号から358度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(イ) 基点第14号から353度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(ウ) 北緯35度30分32.58秒、東経133度51分5.82秒

(エ) 北緯35度30分39.78秒、東経133度50分1.80秒

(オ) (エ)から0度0分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(カ) (ウ)から0度0分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 関係地区 東伯郡北栄町

(5) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5 公示番号 海共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり(いぎす)漁業	7月21日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	ひじき漁業	4月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	にいな漁業	
	たこ漁業	
うに漁業		
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町並びに米子市淀江町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第14号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第25号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第19号と基点第20号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、基点第23号と基点第24号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第14号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第19号 赤碕港東防波堤西端

基点第20号 赤碕港西防波堤北東端

基点第23号 淀江漁港内防波堤(東)南西端

基点第24号 淀江漁港西防波堤北西端

基点第25号 米子市淀江町大字佐陀と市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第14号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第25号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 関係地区 東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町並びに米子市淀江町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

6 公示番号 海共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで

あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	
いがい漁業	
ばい漁業	
かき漁業	
たこ漁業	
うに漁業	
なまこ漁業	

- イ 漁場の位置 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村地先
ウ 漁場の区域 次の基点第25号と（ア）を直線で結ぶ線、（ア）と（イ）を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第27号と（イ）を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第25号 米子市淀江町大字佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点
基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
（ア） 基点第25号から13度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
（イ） 基点第27号から66度00分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
(4) 関係地区 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村
(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

7 公示番号 海共第7号

- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 米子市（同市淀江町を除く。）地先
ウ 漁場の区域 次の基点第26号と（ア）を直線で結ぶ線、（ア）と（イ）を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第27号と（イ）を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第26号 皆生漁港原点から288度00分（真方位）466メートルの点
基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
（ア） 基点第26号から17度00分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
（イ） 基点第27号から66度00分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
(4) 関係地区 米子市（同市淀江町を除く。）
(5) 制限又は条件
ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

8 公示番号 海共第8号

- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	ばい漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	
	なまこ漁業	

- イ 漁場の位置 境港市地先
ウ 漁場の区域 次の基点第27号と（ア）を直線で結ぶ線、（ア）と（イ）を結ぶ最大高

潮時海岸線最大2,000メートルの線、基点第28号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第28号 境港市新屋町3268-2地先新屋川左岸の標杭

(ア) 基点第27号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第28号から61度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 関係地区 境港市

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

9 公示番号 海区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第29号、(ア)、(イ)及び基点第30号を順次直線で結ぶ線並びに基点第30号と基点第29号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第29号 東漁港北防波堤南西端

基点第30号 東漁港北防波堤南西端から311度30分(真方位)100.0メートルの点

(ア) 基点第29号から221度30分(真方位)10メートルの点

(イ) 基点第30号から221度30分(真方位)10メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

10 公示番号 海区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第29号 東漁港北防波堤南西端

(ア) 基点第29号から246度30分(真方位)115メートルの点

(イ) 基点第29号から251度(真方位)113メートルの点

(ウ) 基点第29号から255度(真方位)200メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

11 公示番号 海区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先
ウ 漁場の区域 次の基点第31号、(ア)、(イ)及び基点第31号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域
基点第31号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端
基点第32号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端
(ア) 基点第31号から356度(真方位)60.0メートルの点
(イ) 基点第31号から330度(真方位)66.6メートルの点
(2) 免許予定日 平成25年9月1日
(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字田後
(5) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

12 公示番号 海区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

- イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先
ウ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域
基点第34号 船磯漁港第二港内防波堤南東端
(ア) 基点第34号から282度(真方位)60メートルの点
(イ) 基点第34号から224度(真方位)109メートルの点
(ウ) 基点第34号から238度30分(真方位)145メートルの点
(2) 免許予定日 平成25年9月1日
(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水
(5) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

13 公示番号 海区第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

- イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先
ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
基点第35号 船磯漁港第三港内防波堤南西端
(ア) 基点第35号から147度15分(真方位)100メートルの点
(イ) 基点第35号から188度30分(真方位)222メートルの点
(ウ) 基点第35号から183度(真方位)231メートルの点
(エ) 基点第35号から132度30分(真方位)119メートルの点
(オ) 基点第35号から129度15分(真方位)92メートルの点
(2) 免許予定日 平成25年9月1日
(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水
(5) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

14 公示番号 海区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第35号、(ア)、(オ)、(エ)、(カ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第35号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第35号から147度15分(真方位)100メートルの点

(オ) 基点第35号から129度15分(真方位)92メートルの点

(エ) 基点第35号から132度30分(真方位)119メートルの点

(カ) 基点第35号から121度45分(真方位)118メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

15 公示番号 海区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第36号 泊漁港北防波堤西南端

(ア) 基点第36号から240度30分(真方位)79メートルの点

(イ) 基点第36号から230度30分(真方位)290メートルの点

(ウ) 基点第36号から268度30分(真方位)340メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

16 公示番号 海区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第37号 赤碓港東防波堤灯台

(ア) 基点第37号から84度(真方位)330メートルの点

(イ) 基点第37号から82度(真方位)348メートルの点

(ウ) 基点第37号から67度(真方位)296メートルの点

(エ) 基点第37号から69度(真方位)280メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

- (4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

17 公示番号 海区第9号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで
 - イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第38号と基点第39号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
 - 基点第38号 赤碕港西防波堤南東端
 - 基点第39号 赤碕港波除堤（施設番号B-1-6）北東端
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
- (4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

18 公示番号 海区第10号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで
 - イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第40号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第40号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第40号 平田漁港東側防波堤南西端
 - (ア) 基点第40号から37度30分（真方位）40メートルの点
 - (イ) 基点第40号から68度30分（真方位）140.5メートルの点
 - (ウ) 基点第40号から79度30分（真方位）137メートルの点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
- (4) 地元地区 西伯郡大山町平田
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

19 公示番号 海区第11号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月21日から翌年4月30日まで
 - イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第40号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第40号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第40号 平田漁港東側防波堤南西端
 - (ア) 基点第40号から37度30分（真方位）40メートルの点
 - (イ) 基点第40号から68度30分（真方位）140.5メートルの点
 - (ウ) 基点第40号から79度30分（真方位）137メートルの点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日

- (3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
- (4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

20 公示番号 海区第12号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで
 - イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先
 - ウ 漁場の区域 次の(エ)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - (エ) 基点第40号から94度30分(真方位)237メートルの点
 - (オ) 基点第40号から114度(真方位)105メートルの点
 - (カ) 基点第40号から132度30分(真方位)150メートルの点
 - (キ) 基点第40号から127度15分(真方位)184メートルの点
 - (ク) 基点第40号から161度15分(真方位)291.5メートルの点
 - (ケ) 基点第40号から152度30分(真方位)455メートルの点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
- (4) 地元地区 西伯郡大山町平田
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

21 公示番号 海区第13号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで
 - イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第41号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 基点第41号 大山町平田257-14地先に設置された漁港境界鉾
 - (ア) 基点第41号から261度20分(真方位)216メートルの点
 - (イ) 基点第41号から238度40分(真方位)370メートルの点
 - (ウ) 基点第41号から212度00分(真方位)393メートルの点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
- (4) 地元地区 西伯郡大山町平田及び米子市淀江町淀江
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

22 公示番号 海区第14号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ)小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第43号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第43号から135度30分(真方位) 3,600メートルの点

(イ) 基点第43号から143度15分(真方位) 4,210メートルの点

(ウ) 基点第43号から153度30分(真方位) 3,770メートルの点

(エ) 基点第43号から150度45分(真方位) 3,460メートルの点

(オ) 基点第43号から138度30分(真方位) 3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

23 公示番号 海区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第43号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第43号から135度30分(真方位) 3,600メートルの点

(イ) 基点第43号から143度15分(真方位) 4,210メートルの点

(ウ) 基点第43号から153度30分(真方位) 3,770メートルの点

(エ) 基点第43号から150度45分(真方位) 3,460メートルの点

(オ) 基点第43号から138度30分(真方位) 3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

24 公示番号 海定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町浦富地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度36分57.42秒、東経134度19分50.00秒の点

(イ) 北緯35度37分05.05秒、東経134度20分14.50秒の点

(ウ) 北緯35度36分42.49秒、東経134度20分26.70秒の点

(エ) 北緯35度36分34.49秒、東経134度20分01.79秒の点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

25 公示番号 海定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町御来屋地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度32分12.07秒、東経133度31分06.01秒の点
- (イ) 北緯35度32分18.02秒、東経133度31分29.00秒の点
- (ウ) 北緯35度32分12.05秒、東経133度31分30.08秒の点
- (エ) 北緯35度31分53.09秒、東経133度31分25.00秒の点
- (オ) 北緯35度31分53.00秒、東経133度31分21.03秒の点
- (カ) 北緯35度32分07.00秒、東経133度31分10.00秒の点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで